会 社 名 東 京 地 下 鉄 株 式 会 社 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 村 明 義 (コード番号:9023 東証プライム市場)

問合せ先IR 室 長市川 裕信 (TEL 03-3837-7022)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024 年9月 20 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所プライム市場への上場に伴い、下記のとおり当社普通株式の売出し(以下「本株式売出し」といいます。)の実施を承認する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株式売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 290,500,000株

かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し(以下「国内売出し」といいます。)に係る売出株式数は232,400,000株、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみといたします。)における売出し(以下「海外売出し」といいます。)に係る売出株式数は58,100,000株の予定ですが、その最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(2024年10月15日)に決定される予定であり、その承認は当社代表取締役社長に一任します。上記売出株式数は変更される可能性があり、その場合、2024年10月7日に開催予定の当社取締役会において承認する予定であります。

(2) 売出人及び売出株式数

①国内売出し

財務大臣 124, 137, 268株 東京都 108, 262, 732株

②海外売出し

財務大臣 31,034,317株 東京都 27,065,683株

(3) 売 出 価 格

未定(今後開催する当社取締役会において承認する仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(2024年10月15日)に決定される予定であり、その承認は当社代表取締役社長に一任します。)

(4) 売 出 方 法

国内及び海外における同時売出しといたします。

① 国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社とする引受人(以下「国内引受人」と総称い

たします。) に、国内売出しに係る全株式を売出価格と同額 で総額連帯買取引受けさせます。

② 海外売出し

売出価格での海外市場における売出し(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみといたします。)とし、Goldman Sachs International、Mizuho International plc、Nomura International plc及びMerrill Lynch Internationalを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下、国内引受人とあわせて「引受人」と総称いたします。)に、海外売出しに係る全株式を売出価格と同額で総額連帯買取引受けさせます。

国内売出し及び海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社といたします。

- (5) 申 込 期 間 2024年10月16日 (水曜日) から (国 内) 2024年10月21日 (月曜日) まで
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 株式受渡期日 2024年10月23日(水曜日)
- (8) 引 受 人 の 対 価 各売出人は、それぞれ、引受人に対して、2024年10月15日に 締結される予定の東京地下鉄株式会社株式売出し引受契約 証書及びInternational Purchase Agreementにおいて決定さ れる額の引受手数料を支払います。
- (9) 本株式売出しに関し当社取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の当社取締役会において 承認いたします。
- (10) 国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。
- (11) 国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合には、国内売出しも中止されます。

2. 当社が指定する販売先に対する親引けの件

当社は、国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として、東京メトロ従業員持株会に対し、国内売出しに係る売出株式数のうち11,620,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

【ご参考】

1. 本株式売出しの概要

(1) 売出株式数 当社普通株式 290,500,000株

(うち国内売出株式数232,400,000 株海外売出株式数58,100,000 株)

最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、下記(3)記載の売出価格決定日に決定される予定であり、その承認は当社代表取締役社長に一任します。

(2) 需要の申告期間 2024年10月8日(火曜日)から

(国 内) 2024年10月11日(金曜日)まで

(3) 売出価格決定日 2024年10月15日(火曜日)

(売出価格は、今後開催する当社取締役会において承認する仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、上記の売出価格決定日に決定される予定であり、その承認は当社代表取締役社長に一任します。)

(4) 申込期間(国内) 2024年10月16日(水曜日)から 2024年10月21日(月曜日)まで

(5) 株式受渡期日 2024年10月23日(水曜日)

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、東京都区部及びその周辺において、公共性の高い地下鉄事業を中心に事業展開を行っており、長期にわたる安定的な経営基盤の確保・強化に努めるとともに、連結配当性向40%以上の分配を目指し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針とします。なお、当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。ただし、当面は、各事業年度につき1回、期末配当のみを実施することを基本的な方針とします。

(注)上記の基本方針は、2025年3月期以降の各事業年度において、上記の配当性向による剰余金の配当等が行われることを保証するものではありません。なお、東京地下鉄株式会社法に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、企業価値向上の観点から、ホームドア整備等の安全対策やバリアフリー設備整備等の旅客サービス向上に向けた投資等を実施することに加え、鉄道事業の成長にも寄与する不動産開発や、事業運営の効率化につながる新技術への投資等へ活用していく方針としています。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)記載のとおり、当社は、連結配当性向40%以上の分配を目指し継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としており、各事業年度の配当額につきましては、かかる基本方針に基づき、今後の業績動向等を見極めながら総合的に判断し、決定してまいります。

(4) 過去3期間の配当状況等

原立 6 2 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
回次		第18期	第19期	第20期
決算年月		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり当期純利益又は1株	(円)	△23. 06	47.80	79. 63
当たり当期純損失(△)(連結)				
1株当たり配当額	(円)	16	20	32
(1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)
実績配当性向(連結)	%	_	41.8	40. 2
自己資本利益率(連結)	%	△2.1	4. 4	7. 1
純資産配当率(単体)	%	1.6	2.0	3. 0

- (※1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(連結)は、各期の親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(連結)を普通株式の期中平均発行済株式数で除した数値であります。
- (※2) 第18期の実績配当性向(連結)については、当期純損失のため、記載していません。
- (※3) 自己資本利益率 (連結) は、各期の親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (連結) を自己資本 (連結) (期首と期末の平均) で除した数値であり、純資産配当率 (単体) は配当総額を純資産 (単体) (期首と期末の平均) で除した数値であります。

3. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

4. ロックアップについて

本株式売出しに関連して、売出人である財務大臣及び東京都は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含みます。)後 180 日目の 2025 年 4 月 20 日(当日を含みます。)までの期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等(ただし、国内売出し、海外売出し及び当社による自己株式の取得に応じた当社株式の売却又は譲渡等を除きます。)を行わない旨を約束する書面を 2024 年 10 月 15 日付で差し入れる予定であります。

また、本株式売出しに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等(ただし、株式分割等を除きます。)を行わない旨を約束する書面を 2024 年 10 月 15 日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間 中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮す る権限を有しております。

以上

注意事項:

この文書は本株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本 国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国 内において投資を行うに際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご 覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、本書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年 米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集 又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法 に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本株式売出しにおいては米国内で公募を行うことを予定しておりません。